「オフィスドリームズ竹葉」利用規約

本規約は、株式会社オフィスドリームズ竹葉が会員に対して提供するバーチャルオフィス、レンタルオフィスサービス等に関し定めたものです。当社への会員資格の申込にあたっては下記の条件に同意したものとし、また、会員は本規約を十分に理解した上でサービスを利用するものとします。

第1条（定義）

1. 「オフィスドリームズ」は「株式会社オフィスドリームズ竹葉」（以下：「当社」という）によって、運営される。
2. 当社のレンタル及びバーチャルオフィスサービス（以下「当サービス」という）を利用する利用者（以下：「会員」という）に当サービスを提供し、会員は、本規約に基づき当サービスを利用できるものとする。
3. 当社が、当社ウェブサイト上で掲載する当サービスの利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとする。ただし、本契約の内容と、当社ウェブサイト上で掲載するサービスの利用に関するルールが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとする。
4. 当社は、レンタルオフィス会員及びバーチャルオフィス会員で構成される。

第２条（本規約、サービスの変更）

1. 本規約は当サービスを利用するすべての会員に適用されるものとする。
2. 本規約並びに当社のサービス内容は、会員の承諾を得ることなく改正する事ができるものとし、改正後会員に通知するものとする。
3. 当社の入会金及び月会費・共用施設の利用代金などは、サービス向上の目的あるいは諸物価の上昇・下降に伴い改定することができるものとし、改定後会員に通知するものとする。
4. 当社は、当社の都合により、当社の施設を移転し、または当サービスの提供を終了する事ができる。この場合、やむを得ないときを除き、当社は会員に２か月前に通知するものとする。なお、当サービス提供終了の場合、入会金は返還しないものとする。

第３条（会員情報の取扱）

当社は会員情報について守秘義務を負い、原則として、会員情報を会員の事前の同意なく第三者に対して開示しない。但し、次の各号の場合には、当社は会員の事前の同意なく会員情報を開示できるものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
3. 当社は不正行為ならびに犯罪防止のため、お客様の申込時にご提出いただきましたご本人様確認資料に関しまして、警察、行政機関又は弁護士会から任意捜査又は法令等に基づく照会があった場合は資料を提供することがあります。
4. 当社は会員情報について、レンタル及びバーチャルオフィス運営以外の目的に使用しない。

第４条（入会申込）

入会者は入会申込時に、本規約を遵守することに同意の上、以下の書類一式、利用申込書に添えて提出する。

1. 個人の場合

□ご確認シート　□申込者の写真付き身分証明書（運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カードなど現在の住所が分かるもの）□住民票　□印鑑証明書　□事業内容の分かるもの（パンフレットなど）

2. 法人の場合
□ご確認シート　□代表者の写真付き身分証明書（運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カードなど現在の住所が分かるもの）　□登記簿謄本（履歴事項全部証明書）　□印鑑証明書　□事業内容が分かるもの（パンフレット、ホームページなど）
※登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、住民票は発行より3か月以内の原本が必要。

第5条（入会審査）
1. すべての会員は、入会時に当社による面談・審査を受け、利用が妥当と判断された場合、入会を許可される。
2. 入会の可否にかかわらず、提出書類の返還は行わないこととし、申込者から提出された情報の取扱いについては、本規約第3条の定めによるものとする。
3. 住所は下記の用途には利用できない。
「出会い系」「アダルトサイト」「マルチ商法」「ギャンブル」「情報販売」未公開株の取引等で詐欺行為や風俗営業に関する事業内容やその他法律に抵触する可能性のある事業。
登録後において利用不可事業を行っている疑いがある場合も、即時契約を解除し、退会するものとする。（この場合、入会金、利用料等の返金は一切行わないものとする）
4. 3項のほか、当社は申込者が以下の各号いずれかの理由に該当する場合は、入会を拒否する事があり、また、その理由について一切開示義務を負わない。
(1) 当社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
(2) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会勢力、その他これに準ずることを意味する。以下同じ）である、または資本提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合
(3) 過去当社との契約に違反したものまたはその関係者であると当社が判断した場合
(4) 第15条に定める措置を受けたことがある場合
(5) その他、登録を適当でないと当社が判断した場合
5. 申込者から、定められた期日までに提出書類の提出や利用料の入金がなかった場合は、入会の申込みが撤回されたものとみなす。また、その場合、再度の申込みに応じない

第6条（入会の手続き）
1. 申込者は、当社から入会を承認する連絡が届いた場合は、所定の入会金と月額利用料（以下：「月会費」という）を1ヶ月以上納入することで当サービスを利用することが可能となる。その際、当社指定口座に入金する方法によって支払うものとする
2. 契約締結後、会員の都合により契約解除するときは、入会金は返却しない
3. レンタルオフィス会員については、さらに保証金を納入する事で当社の施設を利用することが可能となる。

第7条（取引担当者の選任）
1. 会員は、予め当社の承認を得て、会員の代理人として契約内容の変更、サービスの申込み等契約全般を管理、運用する取引担当者を選任することができる。ただし取引担当者は法人登録された会員の従業員に限るものとする
2. 会員が取引担当者を選任しようとする場合は、当社が必要と認めた書類（本人の顔写真のついた「運転免許証」等）を提出しなければならない

第8条（権利の譲渡禁止）
1. 会員資格は、当社により承認された利用者のみに有効であり、いかなる理由があっても第三者への貸与、譲渡等による利用権の移転は無効とする

2. 会員資格について、質権の設定やその他の担保に供する等の行為は禁止する

第9条（申込み内容、契約内容の変更）
1. 会員は契約内容のうち次の各号に定める項目について、変更もしくは追加を行う場合は「変更届」に署名、捺印し当社に提出する。
   (1) 法人会員の名称（個人事業主を法人化した場合を含む）
   (2) 法人会員の代表者
   (3) 事業内容
   (4) レンタルオフィス、及びバーチャルオフィスの利用用途
   (5) 法人会員代表者もしくは取引担当者および個人会員の住所、電話番号、連絡先メールアドレス
   (6) プラン変更
2. 法人会員の名称、代表者や事業内容の変更登記手続き後の履歴事項全部証明書の提出が必要となる

第10条（営業日及び営業時間）
当社の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
1. 営業日：毎週月曜日から金曜日までとする。但し、以下の日を除く。
   ① 国民の祝日②ゴールデンウィーク、お盆休暇、年末年始
   ③ その他、当社が予め休業日として会員に通知した日
2. 営業時間：午前10時から午後5時までとする。
3. 自然災害及び天候等の要因で安全を確保できないと判断した場合には休業や営業時間の変更をすることがある。

第11条（郵便物・宅急便等の取扱）
1. 当社は、会員宛の郵便物ならびに宅配物（以下：「郵便物等」という）を代理受領し、メール等所定の方法で会員に報告するとともに保管、転送、引渡しを行う。
2. 郵便物の転送は、会員との利用規約に基づく郵便物転送先住所及び宛名（以下：「転送先」という）に行う。転送を希望しない場合は事務所で営業時間内の受け渡しが可能である。
3. 当社による郵便物の保管期間は、当社が郵便物等を受領した日の翌日から起算して30日間とする。
4. 当社は、郵便物等の受領報告の失念または遅延、及び破損、紛失、誤配については、故意による場合を除き、責任を負わない。
5. 会員が会員資格を喪失した状態で郵便物等（物品も含む）を放置した場合、廃棄処分とする。破棄をしたことにより利用者または第三者が損害を被った場合でも当社は一切責任を負わない。
6. 下記に該当する者は受け取れない。また受け取れないこと、返送や破棄したことにより利用者または第三者が損害を被った場合でも当社は一切損害の回復及び損害賠償の義務を負わないものとする。
   ・現金書留
   ・着払い、代引きの宅急便荷物（事前に連絡の上、デポジット納付が確認できていれば受取可）
   ・本人限定受取郵便
   ・退会処理後あるいは当社に登録のない名義で到着した郵便物
   ・生ものや生き物、食品等保管が困難なもの
   ・その他、不適切と判断したもの

第12条（郵便物の転送）
1. 原則Aプランは受取のみ（転送なし）B、C、Dプランは月2回（15日、月末）にまとめて転送を行う。15日、月末が当社休業日の場合は前後するものとする。
2. 転送する際の送料は、レターパックライト550円（税込）、スマートレター330円（税込）その他、定形外郵便や速達は実費＋手数料110円（税込）が利用者負担となる。
3. Bプランは月2回の無料転送サービスが含まれる。3回目以降の転送や定形外郵便、速達の場合は実費＋手数料110円（税込）が利用者負担となる。

4. その都度転送するなど個別事情により決められた日にち以外の郵便物転送を希望する場合は、相談の上対応する。
4. 宅急便を転送する際の送料は実費＋手数料 110 円（税込）で利用者が負担する。
5. 転送にかかる料金は、毎月末日に締めて翌月請求とする。

第 13 条（利用料の支払）
1. サービス開始日時は、入金確認後とする。
   料金は前払いとし、月の途中で契約した場合は日割り分の月会費と翌月会費 1 ヶ月分が発生する。
2. 月会費は原則として利用月の翌月末までに指定口座へ振込むことにより当サービスを継続的に利用する事ができる。但し経理上困難な場合は、事前協議の上別途入金日を定める事ができるものとする。
3. 共用施設（会議室など）の利用代金およびオプションサービス料金（郵便転送料金など）は、月末時に一ヶ月分の使用料を精算する。
4. 月会費など必要費用が 1 ヶ月遅延した場合、全てのサービスを停止する。また、2 ヶ月以上遅延した場合は契約解除とする。
   なお、如何なる理由があっても、一旦入金した利用料金は返金しない。
5. 半年払いや年間払いの利用者が、期間途中に解約される場合、既払い分の利用料は返還いたしません。

第 14 条（退会手続き）
1. 会員の退会の申し出は、1 か月前までとする。
   但し 1 ヶ月前の予告がない場合でも翌月会費 1 ヶ月分を支払い退会する事ができる。
2. 退会の申し出後「解約届」に署名捺印をし、当社に提出する。当社は「解約届」の受理を以って退会手続きを進め、退会とする。
   但し、当社の施設の住所を、会員の本店または支店登記を行った会員は、登記住所の変更を証明する書類を退会から 2 週間以内に当社に提出する。変更を証明する書類の提出がない場合は退会の効力を失い月会費の発生が伴う。
3. 退会後、生じるオプション料金は会員に請求する。
4. 退会後、当社が会員に付与した住所などは速やかに削除し、各種機関に変更の届を行わなければならない。
5. 退会には解約手数料 1100 円（税込）が発生する。また、専用電話を利用している場合は、電話回線廃止工事代（4400 円（税込））が別途発生する。(2 回線から 2200 円（税込）が別途発生)
6. レンタルオフィス会員による保証金は退会時に諸費用を差引いて返却される。解約時は、解約手数料が別途発生する。

第 15 条（会員資格の停止及び強制退会処分）
当社は、会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合、理由の如何を問わず、会員への事前の通知または催告をせず、会員資格を一時停止し、または会員資格を剥奪して強制退会処分とすることができる。
1. 本契約ならびにバーチャルオフィス運営に関連し作成、告知された規則に違反した場合
2. 利用料金や立替金の支払いが遅延した場合
3. 申込時に申告した内容に虚偽があった場合
4. 契約書に記載された事業内容以外の事業を無断で行った場合
5. アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、ギャンブル、風俗営業などの活動、またこれらに類するサービスのために本サービスを利用した場合
6. 政治活動、宗教活動、暴力団活動、若しくは風俗関係の営業又は活動等に本サービスを利用した場合
7. 投資勧誘行為、投資情報提供、またはこれらに類するサービスのために本サービスを利用した場合
8. 当社から提供された住所を反社会的勢力の事務所その他活動の拠点に供した場合
9. 賭博場、無届営業、無許可営業のための住所として利用した場合
10. 当社から提供された住所や連絡先を、風俗営業その他営業の許認可、届出、その他申請の住所や連絡先として利用した場合

11. 利用申し込み名義以外の名義で当サービスを利用、転用する行為
12. 当社や他の会員の名誉、信用を毀損し利用者として不適当と認められる行為があったとき
13. 刑法、軽犯罪法、条例その他法律に抵触する可能性のある行為に本サービスを利用している疑いがある時
14. 誹謗、中傷、わいせつなど、公序良俗に反する行為、または法令に違反する行為および業務が認められたとき
15. 当サービスを用いて虚偽あるいは架空の身分などを詐称する行為、または暴力団及び反社会的と認められる団体の関係者であったとき
16. 本サービスにおいて、提供住所を独占するような行為や表示を行った場合
17. 会員の顧客対応について、当社の従業員に過度なサービス提供を求める行為があったとき
18. 当社の住所に会員及び関係者が住民票を移転登記する行為
19. その他、当社が不適切と判断する場合

第16条（強制退会処分）

1. 強制退会処分により会員資格を剥奪する場合は、当該会員の届出た連絡先メールアドレスに宛ててメールで、または会員の住所に宛てて書面で、強制退会処分の効力発生日（以下本条において「効力発生日」という）を通知して行う。
2. 当社は効力発生日をもって当該会員に対するすべてのバーチャルオフィスサービスの利用を停止する。また、強制退会処分によって当該会員に基本利用料等の未利用分の料金が発生してもその返金は行わない。
3. 第1項に定める通知を受けた会員は、提供住所等をインターネット上、名刺、パンフレット等に記載している場合は、効力発生日までにそのすべてを削除、破棄しなければならない。なお、会員以外の者が会員の情報として、提供住所をインターネット上で表記している場合も、当該会員の責任下で、効力発生日までにそのすべてを削除、破棄しなければならない。
4. 第1項に定める通知を受けた会員は、提供住所を登記に使用している場合は、効力発生日までにその変更、もしくは末梢の登記を行わなくてはならない。
5. 第3項及び全項に定める効力発生日までに履行されなかった場合、当該会員は違約金として、違反した期間（住所変更登記手続きが完了するまでの期間を含む）に相当する分の利用料相当額を支払うものとする。

第17条（サービスの停止や終了）

1. 退会予定の会員は、提供住所を退会予定日までにインターネット上、名刺、パンフレット等から全て削除、破棄しなければならない。
2. 法人契約の会員は退会から2週間以内に提供住所の移転登記もしくは抹消登記確認のため、必ず履歴事項全部証明書（3ヶ月以内）を当社に提出しなければならない。
3. 退会日後も第1項、第2項に定める手続きをせず、提供住所を使用している場合は、当該会員は違約金として、違反した期間（住所変更登記手続きが完了するまでの期間を含む）に相当する分の利用料相当額を支払うものとする。
4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。その場合、登記移転費用は会員の負担とする。
   (1) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
   (2) 当社がやむを得ない理由により移転する場合
   (3) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
   (4) 当社は、同社の都合により本サービスの内容を変更または提供を終了することができる。その場合、登記移転費用は会員の負担とする。

第18条（保証の認否及び免責）

1. 当社は、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、会員による本サービスの利用が会員に適用のある法令または業界団体の内部規約等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保障するものではない。
2. 当社が提供するサービスに関し、善意無過失による損害については免責とし、それ以外に万一会員に損害が発生した場合でも当社では一切責任を負いません。
3. 会員が建物、設備などについて滅失・破損・損傷などの損害を与えた場合、会員はその損害を負担し、或いは補修しなければならない。
4. 火災、盗難、地震、天災地変、予測できない事象などによる損害については、当社では一切責任を負わないものとする。

第19条（会議室）

貸会議室の利用に関して必要事項を下記のとおり定める。

1. 遵守事項
   (1) 利用時間ならびに定員は、所定の範囲内とすること
   (2) 利用後の原状回復を行うこと
   (3) 建造物、設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと
   (4) 貴重品等は、会議室利用者の責任において管理すること
2. 利用制限
   (1) 申込内容に虚偽の申告をする行為
   (2) 第三者に転貸又は譲渡する行為
   (3) 規程及び本利用規約に違反する行為
   (4) 公序良俗に反する行為
3. 禁止事項
   会議室利用者は、次の事項を行ってはならない。
   (1) 当社が承認しない掲示、物品販売、募金活動、宗教活動、宣伝行為
   (2) 他の会議室利用者、入居者及び近隣住民等に迷惑を及ぼす行為
   (3) 常識を超えた備品のお持ち込みや使用
   (4) 過度な音量、騒音により、その他第三者の迷惑となる行為
   (5) 当社の敷地内での立て看板・ビラ配布等
   (6) 当社の注意に従わない、又は利用規定に違反すると当社がみとめる行為
   (7) その他、当社が不適切と判断する一切の行為
4. 責任区分
   (1) 当オフィス内での盗難・紛失等につきまして弊社では一切責任を負いません
   (2) 施設・備品等を紛失・破損・汚損の場合には実費を弁償していただきます
   (3) 当施設・備品の不備による損害については免責といたします
   (4) 万一、天災や事故等によりやむを得ず臨時に会議室の運営が停止もしくは延期となった場合の損害に関して、当社はその賠償等の責任を負いません。
5. ご利用料・キャンセル料
   (1) 会議室の1時間単位の利用料金は下記のとおりです
   当社会員価格：770円（税込） / 一般利用者価格：990円（税込）
   (2) 支払について、会員は月会費と合わせた金額が請求書の内訳に記載され、当社指定口座へ振込となる。一般利用者は原則、利用当日に現金払いとする。
   (3) キャンセル料金は下記のとおり定める
   利用日の7日以前：無料 / 6日～前日：50% / 当日：100%
6. 個人情報保護

会議室の利用に際して取得した個人情報は、当社の「個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱う事とする。予め会議室利用者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはない。

2025年3月12日改定